

不利益処分の処分基準

処 分 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する指示
根拠法令及び条項	自動車運転代行業の業務の適正化に ( 法令番号 : 平成13年法律57号 ) 関する法律
所管部局課室係名	県民生活部くらし安全課 ( 内 線 : 2818 )
関係条項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処 分 基 準	<p>自動車運転代行業処理要領</p> <p>指 示 ( 法第22条関係 )</p> <p>(1) 違反について当該指示の対象となる法の条項は、法第11条 ( 料金の揭示義務違反 )、法第12条 ( 保険契約等締結義務違反 )、第13条第 1 項 ( 約款揭示義務違反 )、第13条第 2 項 ( 約款基準不適合 )、第13条第 3 項 ( 約款届出義務違反 )、第15条 ( 条件説明義務違反 )、第17条 ( 随伴用自動車表示義務違反 )、第18条 ( 運転代行業務従事者指導義務違反 )、第20条第 2 項 ( 帳簿等備置義務違反 )、第21条第 2 項 ( 報告義務違反・立入検査忌避 )、道路運送法第 4 条第 1 項、第43条第 1 項又は第78条 ( タクシー類似行為 )</p> <p>(2) 指示は別記様式 1 の指示書により行うものとし、指示をする際には公安委員会との密接な連携を図る。</p> <p>(3) 指示の内容は、違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反防止のための措置等を具体的に示し、例えば「 今後は法第 条の規定を確実に遵守すること」というような指示は行わない。</p> <p>(4) 指示については行政手続法上の不利益処分に該当するので、弁明の機会の付与等必要な手続きを行うことに留意する。</p>
参考事項	
設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日 設定 ( 年 月 日 最終変更 )
備 考	

【運用状況調査票】

処 分 名		自動車運転代行業の業務の適正化に関する指示
処分 基準	定めの有無	1 審査基準を定めている
	問1 見直し状況	1 新たに処分基準を設定した
	問2 未設定理由	
聴聞の 状況	聴聞通知の件数	0
	不出頭終結の件数	0
弁明の 状況	弁明通知の件数	0
	弁明書未提出件数	0
備 考 (運用状況)		

件数は前年度実績